

# 別添 2

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（第一百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	（許可の欠格事由）	（許可の欠格事由）
	第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受け ることができない。	第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五条第一項の許可を受け ることができない。
	一・二 （略）	一・二 （略）
	三 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者と して経済産業省令で定める者	三 成年被後見人
	四 （略）	四 （略）
	（容器検査所の登録）	（容器検査所の登録）
第五十条	（略）	（略）
	2 次の各号のいずれかに該当する者は、容器検査所の登録又はその更新 を受けることができない。	2 第七条各号の一に該当する者又は第五十三条の規定により登録を取り 消され、取消の日から二年を経過しない者は、容器検査所の登録又はそ の更新を受けることができない。
	一 第七条第一号又は第二号に掲げる者	（新設）
二	第五十三条の規定により容器検査所の登録を取り消され、取消しの 日から二年を経過しない者	（新設）
三	心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことが できない者として経済産業省令で定める者	（新設）
四	法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該 する者	

当する者があるもの

3・4 (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

一 第七条第二号又は第五十条第二項第三号若しくは第四号に該当するに至つたとき。

二～五 (略)

3・4 (略)

(登録の取消し等)

第五十三条 経済産業大臣は、容器検査所の登録を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずることができる。

一 第七条第二号から第四号までに該当するに至つたとき。

二～五 (略)

	改 正 案	現 行
（登録の拒否）	（登録の拒否）	（登録の拒否）
<p>第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により液化石油ガス販売事業を適正に行なうことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 心身の故障により保安業務を適正に行なうことができない者として経済産業省令で定める者</p> <p>四 （略）</p>	<p>第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（欠格条項）</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けことができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 成年被後見人</p>	<p>第四条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は同条第二項の申請書若しくは同条第四項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p>